

発達障害の理解と支援

1

発達障害とは

(1) クラスの中で気になる子・・・「困った子」？「迷惑な子」？

小・中学校の通常の学級や高等学校には、障害のあるなしにかかわらず、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍していることがあります。その中には、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の発達障害のある児童生徒もいます。



(2) 通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な児童生徒の割合

小・中学校の通常の学級に在籍し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合
6.5%（平成24年：文部科学省）

「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」

10.7%（平成25年：埼玉県教育委員会）

「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査の結果について（さいたま市を除く）」

高等学校に進学する発達障害等困難のあるとされた生徒の高等学校進学者全体に対する割合
2.2%（平成21年：文部科学省）

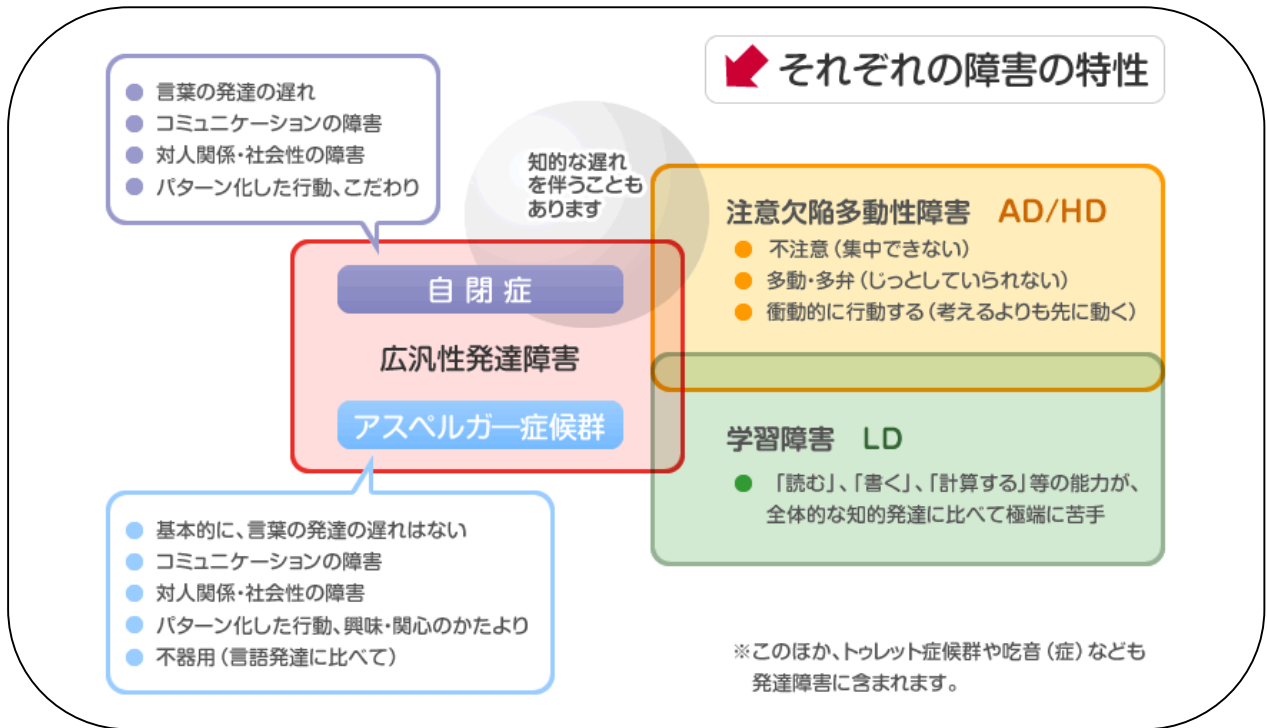
「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校ワーキング・グループ」（高等学校における特別支援教育の推進について：高等学校ワーキング・グループ報告）

これらの数値は、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒の割合を示すものではありませんが、小・中学校の通常の学級や高等学校においても特別な教育的支援が必要な児童生徒が相当数在籍している可能性があることを示しています。その指導に当たっては、発達障害の特性について理解することが大切です。

(3) 発達障害とは

平成17年4月1日から施行された発達障害者支援法で、発達障害の法的な定義と位置づけが確立され、発達障害児者の福祉政策の基本が定められました。この法律の中で、発達障害の定義は以下のようになっています。

「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」
「発達障害者支援法」第2条より



内閣府政府広報オンライン「発達障害：それぞれの障害特性」より

(4) 主な発達障害の定義について

（文部科学省HP：特別支援教育について「主な発達障害の定義について」参照）

< 自閉症 >（文部科学省：「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」参考資料 平成 15 年 3 月 より）

自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

< 高機能自閉症 >（文部科学省：「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」参考資料 平成 15 年 3 月 より）

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類されるものである。

近年では、高機能自閉症、広汎性発達障害等をまとめて自閉症スペクトラム障害という場合がある。

（P22,P30）参照

< 学習障害（LD） >（文部科学省：「学習障害児に対する指導について（報告）」平成 11 年 7 月 より）

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

< 注意欠陥多動性障害（ADHD） >

（文部科学省：「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」参考資料 平成 15 年 3 月 より）

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、通常7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。